

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 30 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26760019

研究課題名(和文)女性の貧困の実証研究に基づく女性福祉の構想 セクシュアリティ概念の再定義を通じて

研究課題名(英文) Design of welfare policy for poor women based on empirical research - through redefinition of the concept of sexuality

研究代表者

丸山 里美 (Maruyama, Satomi)

立命館大学・産業社会学部・准教授

研究者番号：20584098

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、第一に、貧困者の支援をしている「NPO法人自立生活センター・もやい」の相談記録の分析を行い、女性の貧困の特徴を明らかにした。第二に、複数の法にまたがる女性を対象とした福祉制度の実態とその課題を整理し、その中心をなす売春防止法について、法改正の議論に参加するとともに、他国の実態を調査した。第三に、女性の貧困が見えにくい大きな要因となっている家庭内での不平等な資源配分について、それを実証的にとらえようとしている国内外の研究を検討した。

研究成果の概要(英文)：In this research, firstly, I analyzed the consultation record of the Non governmental organization "Independent living center Moyai" who supports poor people, and clarified the characteristics of women's poverty. Secondly, I investigated the problem of welfare system for women which span multiple laws, and conducted research of equivalent system in other developed countries for understanding how to change the Japanese system. Thirdly, in order to capture the women's hidden poverty within family, I examined literature in Japanese and English focusing on unequal resource allocation within household.

研究分野：ジェンダー研究

キーワード：貧困 ジェンダー 女性福祉

1. 研究開始当初の背景

(1) 2000年代以降、貧困が大きな社会問題になっているが、女性の貧困についての研究は、母子世帯を対象としたもの以外は非常に乏しい状態にある。研究代表者はこれまで、単身女性を中心とする女性ホームレスについて研究を行ってきた。個人単位で見れば、女性は男性よりも収入が少なく、より貧困に陥りやすいが、ホームレスのほとんどは男性である。このことは、女性の貧困が男性とは異なる不可視化された形で存在していることを示している。また研究代表者は、貧困のジェンダー化された特質を量的データに基づいて明らかにすべく、貧困者支援をしているNPO法人自立生活サポートセンター・もやいにおいて、相談票の分析調査を行っているが、そこからは、女性の貧困は家庭内や福祉施設など不可視化された場所であらわれやすいことや、暴力被害の経験者が多いことなどが明らかになった。これらのことから、女性の貧困の「性化」された特徴をとらえ、そのありようを理解するには、従来の貧困の把握の仕方とは異なる方法を検討しなければならないと考えるに至った。

(2) 女性の貧困が不可視化される理由の一つとして、女性のみを対象にした福祉制度が存在することがある。こうした制度が女性の貧困を顕在化させるのを防いできたと同時に、性別役割分業を規範化し、女性自身を拘束してもきた。女性福祉政策を貫くこの性規範は、政策レベルではさまざまに議論されてきたが、法の運用や慣習、それを運用するソーシャルワーカーの個人的判断などがその利用者にも与える影響も大きく、貧困女性に対する生の規制は、政策分析を超えた社会に浸透する性規範の総体の反映として、把握されなければならない。

(3) こうした生を規制する権力は、文化や人間の本性といった社会の基盤そのものを支えており、その重要な要素としてセクシュアリティがあることが、ミシェル・フーコーらによって指摘されている。性化された女性の貧困や、貧困女性の生を規制する福祉制度の特質を分析し、「権利としての福祉」を女性に保障し、その政策的展開を構想するためには、従来のジェンダー研究を超え、こうしたセクシュアリティの理論的研究へと踏み込まなければならない。

2. 研究の目的

本研究は、女性の貧困を実証的に把握し、それにもとづく福祉施策を構想するために、下記の3点に取り組むことを目的とする。

(1) 女性の貧困の特徴を、特に貧困とセクシュアリティとの連関に注視しながら、実証的に把握すること。

(2) 現行の女性福祉のあり方を、法律、運用の実態、それを運用するソーシャルワカ

ーの持つ性意識など、福祉の供給場面にあられる性規範について実態調査を行って把握し、貧困女性の生がどのように規制され、そこにどのような規範や権力がはたらいているかを、実証的に明らかにすること。

(3) 日本社会を基盤として支えるヘテロ・セクシズム批判と、セクシュアリティを人格の基礎にあるものと位置づけるセクシュアリティに関する理論研究をふまえて、新たな女性福祉政策を構想すること。

3. 研究の方法

(1) については、貧困者の支援団体であるNPO法人自立生活サポートセンター・もやいに蓄積されている相談記録を分析し、現代的な貧困の特質を実証的に把握する。平成16~23年分の2,300ケースについては、すでにデータ入力と簡易分析を行っているが、本研究では新たに平成24~27年のデータ1,000ケースを追加し、貧困の変容を追える経年的データを蓄積するとともに、女性の貧困にどのような特徴があるのかを解明すべく、分析を精緻化させる。

(2) については、女性福祉政策にあられる性規範を検討するとともに、貧困女性が利用する複数の福祉機関において、運用の実態や支援内容、ソーシャルワーカーの持つ性規範などについて、ソーシャルワーカーに聞き取り調査を行い、ミクロな場面も含めたセクシュアリティに対する規制のありようを把握する。

(3) については、セクシュアリティに関する理論研究を検討し、日本社会における貧困女性への生/性の規制の現実をふまえて、性を人権の基礎として位置づける新たな女性福祉政策の方向性を提示する。

4. 研究成果

(1) については、予定していたケースの入力とデータクリーニングを終了し、平成16~27年分のもやいの相談者、3,267人分の分析をすることが可能になった。もやいは日本を代表する貧困者支援の団体であり、もやいに寄せられた相談の中身を分析することによって、現代的な貧困を理解するうえで、特につぎの4つの点において、特徴的なものであった。

第1に、もやい相談者の変化を把握することを通して、日本の貧困が2000~2010年代前半の間にどのように変化したかを知ることができる。第2に、もやいの相談には、「ネットカフェ難民」など野宿者にとどまらない「広い意味でのホームレス」の人が多く含まれており、見えにくいこうした人々の実態を把握することができる。第3に、相談者のうち30代以下の若者が3割、女性が1割含まれており、若者や女性の貧困の特徴を把握することができる。第4に、もやいの相談者に

は、一度は生活保護などの公的支援を受けたことがあるにもかかわらず、それが途切れた状態で相談に来る人が3割含まれており、こうした人々の実態を把握することによって、なぜ公的支援が生活の安定につながらなかったのか、現在の公的支援の制度にどのような問題があるのか、検討することができる。

この分析の成果は、他の4人の研究者とともに書籍として出版したが、研究代表者はそのうち、本研究課題で予定していたとおり、男女の相談者の違いの分析の部分を担当した。もやいの相談者の圧倒的多数は男性だが、女性も13.3%いた。男性は相談時点で42.2%が野宿、72.8%が広い意味でのホームレス状態にあったのに対し、女性は野宿者は4.2%、広い意味でのホームレス状態の人は31.3%と、男性に比べて多くが安定した住宅に住んでいた。相談に来た時点で仕事をしているのは男性21.2%、女性32.7%で、男性は日雇やアルミ缶回収などが多いのに対して、女性はアルバイト・パートが多く、女性の方がより安定した職に就いていた。所持金の中央値は、男性1,000円、女性20,000円と、女性の方が所持金があるうちに相談に来る傾向があった。また、相談後に生活保護申請をすることになったのは、男性63.5%、女性37.5%と、女性の方が少なかった。

これらのことから、女性の相談者は男性に比べて、総じて経済的な困窮度合いが低い人が多いことがわかる。一般的には女性は男性よりも所得が低く、より貧困に陥りやすいはずであるにもかかわらず、このような結果になった理由として、ひとつには、女性は男性と比べて貧困に陥るリスクをより深刻に受けとめ、早い段階で相談に訪れている可能性が考えられる。もうひとつの理由として、女性の貧困が世帯に隠れがちであることがあげられる。たとえば夫から生活費を渡してもらえないというケースや、DV被害から逃れたいと相談に来ているケースだと、彼女自身が使えるお金をほとんど持っていなかったとしても、その時点では夫に収入がある限り、貧困でもホームレスでもないという記録が残る。このような形の困窮は、統計にはあらわれてきにくい。

現在のところ、貧困を把握する際の単位として、世帯が用いられるのが一般的である。このとき世帯は一体のものであり、所得は世帯内で平等に分配されていることが前提になっている。しかし現実にはそのようにはなっていない可能性があり、世帯のなかのある人だけが困窮しているということもありうる。こうした女性に多く見られる形の困窮状態をとらえるには、現在の世帯を単位とした貧困把握の方法ではなく、世帯内の個人を単位にした貧困把握の方法を取り入れる必要があることが、ここから示唆された。

以上をふまえて本研究では、当初の計画を超えて、世帯内の個人を単位にした貧困把握の方法について、英語圏の研究成果を検討し

た。この一連の研究では、世帯内の個人を単位にして、収入や消費、生活水準、時間などがどのように世帯のなかで配分されているかを明らかにしようとしている。日本において同様の視点を持つ研究は、1990年代までは英語圏の研究成果を取り入れる形で行われていたが、日本においてはその後の発展はあまり見られていないこともわかった。

今後はこれらの世帯内に隠れた貧困を明らかにする英語圏の研究成果の検討をさらに進め、日本で過去に行われてきた研究成果との接続を見据えつつ、見えにくい形の女性の貧困を実証的に明らかにできる方法を確立させるべく、研究を発展させていく。

(2)については、大阪府内において、貧困女性が利用する福祉施設である、母子生活施設、婦人保護施設、生活保護施設、DVシェルターなどのソーシャルワーカーとともに、女性支援の制度体系と制度運用の実態について整理した。

貧困女性が公的支援を受けようとする、現行の福祉制度のなかでは、生活保護法、生活困窮者自立支援法、婦人保護事業、児童福祉法、DV防止法と、おもに5つの福祉制度を利用できる可能性がある。就労自立が見込まれる人なら生活困窮者自立支援法が活用され、収入が最低生活費以下の人には生活保護が適用される。また、単身の生活困窮女性には、売春防止法に規定された婦人保護事業も対応している。母子世帯だと児童福祉法に規定された母子生活支援施設などでの支援が受けられ、DV被害者はDV防止法にもとづいた支援が行われる。これらの制度・事業は、それぞれの制定目的に応じて対象者が定められているはずだが、しばしば対象者は複数の領域にまたがる課題を抱えている。しかしその場合、どのような順序で各制度が適用されるべきか明確に定められておらず、アセスメントがうまくできていない、担当者の知識不足などによって、本来の制度の目的とは異なる活用がなされ、子連れの女性が単身者向けの施設に入所している実態などがあることが明らかになった。

各制度・事業には、それぞれ定められた支援目標があり、それは女性の場合、性規範と密接に関わっている。こうした政策がはらむ母親役割のおしつけや売春女性への差別などは、女性政策研究のなかでたびたび議論されてきた。しかし本来の制度の目的とは異なる利用実態が現実にはある以上、そうした制度を利用する女性たちに性規範が与える影響は、政策分析にとどまらず、よりミクロな現実の場面に即した検討が必要である。また本来の制度の目的とは異なる利用が行われている実態は、福祉制度のあり方としても望ましいものではなく、制度を利用する女性への支援を有効なものとするためには、現実的にもさまざまな課題があることが明らかになった。

(3)については、女性を対象にした新たな福祉政策の検討が実際に進んでいることを受けて、セクシュアリティの理論研究を進展させるよりも、まずそれらの議論に参加することに力を注いだ。日本において女性福祉政策の中心になってきた婦人保護事業は、1956年に制定された売春防止法を根拠としているが、性産業や女性をとりまく現実とは大きく変化しており、この法・事業には多くの課題が見られる。そのため、厚生労働省も課題の把握や見直しを進めている最中である。また婦人保護事業を現在になっているソーシャルワーカーたちによって、新たに「女性自立支援法」を策定しようとする動きも進展している。これらの議論に参加し、議論の到達点を把握するとともに、(2)を進めるなかで把握した課題や検討すべき点をフィードバックした。

また、今後の法制度を考える際の参考にすべく、他国で売春防止法に相当する法律と、それに関連した女性支援の制度の実態を把握するために、フランスと韓国において調査を実施した。フランスでは2016年に、買春者を処罰し売春者を罰しないという、「北欧モデル」の新たな買春禁止法が成立している。韓国では日本の売春防止法を模した淪落防止法に替わって、2004年に性売買禁止法が成立している。これは買春者売春者両方を処罰するものである。これらの法の中身と、法制定後に売春の形にどのような変化が生じたのか、またこの法にもとづく女性支援の状況と、他の女性支援策との関係を調べた。

今後は、売春を非犯罪化している「オランダモデル」の国など、他国の売春防止法に相当する法律の現状の把握をさらに進めるとともに、日本における課題を把握し、日本の状況にあった具体的な法を構想することに向けて、研究を進展させていく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 9 件)

1. 丸山里美, 2017, 「見えない女性の貧困とその構造——ホームレス女性の調査から」『住民と自治』8月号, 10-13, 査読無.
2. 岡部茜・林徳栄・深谷弘和・丸山里美・山本耕平, 2016, 「韓日における子ども・若者の生活困難状態に関する基礎的研究——『家出』問題に関する韓国の青少年政策に注目して」『立命館産業社会論集』52(1), 131-148, 査読有.

〔学会発表〕(計 2 件)

1. Yayo Okano and Satomi Maruyama, 2017, The lack of care/the lack of participation: From experience of poor women in Japan, Caring Democracy: Current

Topics in the Political Theory of Care.

〔図書〕(計 7 件)

1. 丸山里美編, 2018, 『貧困問題の新地帯もやいの相談活動の軌跡』旬報社, 188 (3-7, 105-120, 180).
2. 丸山里美, 2017, 松本伊智朗編『子どもの貧困を問いなおす——家族・ジェンダーの視点から』法律文化社, 259 (120-133).
3. 丸山里美, 2015, 小杉礼子・宮本みち子編『下層化する女性たち——労働と家庭からの排除と貧困』勁草書房, 292 (113-139).

〔その他〕

1. 丸山里美・古久保さくら, 2018, 「婦人保護施設「生野学園」の歩み」『思い、紡いで——いくの学園20周年記念誌』53-88.

6. 研究組織

(1)研究代表者

丸山 里美 (Maruyama, Satomi)

立命館大学・産業社会学部・准教授

研究者番号: 20584098